入札公告（説明書）

令和 8 年 10 月 26 日
東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　宮入　徹往

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和８年７月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

また、本工事は、競争参加資格を有すると NEXCO 東日本が認めた者のうち、本工事に係る技術的能力に関する事項を評価することにより、一定の技術水準に達した者を選抜（以下、「一次審査」という。）し、選抜された競争参加者に技術提案書の提出を求め技術評価（以下、「二次審査」という。）を行う「段階的選抜方式」により競争入札を行います。なお、本工事における評価値算定に用いる技術評価点は二次審査における技術評価点です。

調達手続の概要

1.	契約件名（工事名）	道東自動車道　本流鵡川第一橋（鋼上部工）工事 【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号 41】
2.	工事内容	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと
3.	契約責任者	NEXCO 東日本　北海道支社　支社長　宮入　徹往
4.	契約担当部署	NEXCO 東日本　北海道支社　技術部　調達契約課 （住所）〒004-8512　札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 （電話）011-896-5777 （mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
5.	入札方法	電子入札または郵送入札
6.	単価表の提出	必要･･･入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること
7.	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
8.	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
9.	競争参加資格要件等	『共通入札公告』2-3-1.及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり
10.	入札手続き日程	本書『入札手続き日程』のとおり
11.	設計業務成果品等の貸与	指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
12.	材料価格等の掲載	掲載資料の有無：「有」
13.	見積活用方式の有無	「無」
14.	その他	本工事は、質問事項を内容に応じて分類し、その分類ごとに受付期間及び回答期間を設定する「質問受付・回答集約化」の試行対象案件である。（試行の詳細については別添 2 を参照）

以　上

入札手続き日程

入札公告日		令和 8 年 10 月 26 日
1	審査基準日	下記 3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和 8 年 11 月 26 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和 8 年 11 月 26 日　16 時 00 分まで ※『共通入札公告』2-3-2.～2-3-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 [郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4.契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は 2 部とする。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式
4	競争参加資格確認結果通知日並びに技術提案書の提出者の選抜及び提出要請日	令和 8 年 12 月 24 日を予定 ※一次審査の結果の通知として、選抜された競争参加者に技術提案書の提出要請を行う。

5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで
6	技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年1月22日　16時00分 ※『共通入札公告』2-3-5.に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。）により契約担当部署へ提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部を提出すること。※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。
7	技術提案書に関するヒアリング期間	【実施期間】 令和9年1月29日から令和9年2月4日までを予定 【実施場所】 NEXCO東日本　北海道支社　会議室　又は　Web会議システム
8	改善技術提案書提出期限	【提出期限】 令和9年2月16日　16時00分 【提出方法】 上記6に示す技術提案書の提出方法と同じ
9	技術提案書の採否通知日	令和9年3月11日を予定 ※上記 4 に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による技術提案書については評価を行わず、採否の通知も行わない。
10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年4月13日　16時00分 ※『共通入札公告』2-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。 また、上記 4 に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による入札は無効とする。 【提出方法】 【電子入札の場合】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。

		【郵送入札の場合】 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17] 及び別添『様式集に定める入札書様式』に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。
14	開札日時	令和 9 年 4 月 14 日　13 時 30 分
15	開札場所	【電子入札の場合】 電子入札システム 【郵送入札の場合】 NEXCO 東日本　北海道支社　入札室
16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 ① 競争参加資格確認申請及び一次審査に関する質問 入札公告の日から令和 8 年 11 月 16 日　16 時 00 分まで ② 技術提案に関する質問 入札公告の日から令和 9 年 1 月 8 日　16 時 00 分まで ③ 上記以外（設計図書等）に関する質問 入札公告の日から令和 9 年 3 月 3 日　16 時 00 分まで 【受付方法】 質問書面（別添質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日１６時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署
17	質問に対する回答期間	【回答期間】 ① 競争参加資格確認申請及び一次審査に関する質問 入札公告の日から令和 8 年 11 月 24 日　16 時 00 分まで ② 技術提案に関する質問 入札公告の日から令和 9 年 1 月 18 日　16 時 00 分まで ③ 上記以外（設計図書等）に関する質問 入札公告の日から令和 9 年 3 月 24 日　16 時 00 分まで
18	資料の閲覧（貸与）期間（設計業務成果品等）	【貸与申込期間】 入札公告の日から競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日までを予定 （休日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで） 【貸与場所】 〒004-8512　札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 NEXCO 東日本　北海道支社 【貸与方法】 契約担当部署への事前連絡後、上記に示す貸与場所において電子媒体

		を貸与する。別添１「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を事前に２部作成し、貸与を受ける際に持参、提出すること。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告 2-5-11. を参照のこと。
19	資料の掲載 （参考積算条件書）	【掲載資料】 ・参考積算条件書（その１） 入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書（その２） 入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 【掲載場所】 弊社ＨＰの本件入札公告情報_その他情報に掲載。 【掲載日】 ・参考積算条件書（その１） 入札公告の日に掲載 ・参考積算条件書（その２） 令和 9 年 3 月 24 日を予定 【その他注意事項】 （１）参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第１条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 （２）本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 （３）参考積算条件書（その１）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。 （４）本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 （５）本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 （６）本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。

競争参加資格要件等一覧表

工事件名			道東自動車道　本流鵡川第一橋(鋼上部工)工事		
調達手続の概要	競争契約の方法		一般競争入札方式		
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	技術提案評価型(段階的選抜方式)	
	評価値の算出方法		加算方式		
	段階的選抜方式の有無		有		
	見積活用方式の有無		無		
	入札ボンド		対象		
	履行ボンド		対象		
	JV募集対象		対象		
	審査時期		事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。		
		工事種別	鋼橋上部工工事		
		等級	Ns又はN	Ns又はNで構成する2者JV	
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業(以下、「元請」という。)として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
		同種工事	a)　鋼橋の工場製作(自社製作・外注製作問わず) b)　トラッククレーン(クローラークレーン)工法により最大支間長50m以上ある鋼橋を架設した工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 当該工事を共同企業体(甲型)の構成員として施工した場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認め、当該工事を共同企業体(乙型)の構成員として施工した場合は、分担工事が同種工事を満たす場合に限り企業の施工実績として認める。 【特定JVを設定する場合】 特定JVの代表者にあっては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事(緩和)」の施工実績を有するもの。 なお、すべての構成員が2 者JVの場合は30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。		
		同種工事(緩和)	a)　鋼橋の工場製作(自社製作・外注製作問わず) b)　鋼橋を架設した工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 当該工事を共同企業体(甲型)の構成員として施工した場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認め、当該工事を共同企業体(乙型)の構成員として施工した場合は、分担工事が同種工事を満たす場合に限り企業の施工実績として認める。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名)　道東自動車道　本流鵡川第一橋基本詳細設計	受注者名)　㈱日本構造橋梁研究所	
			業務名)　道東自動車道　本流鵡川第四橋基本詳細設計	受注者名)　㈱日本構造橋梁研究所	
			業務名)　道東自動車道　一線沢川橋基本詳細設計	受注者名)　㈱建設技術研究所	
		施工管理業務の受注者	業務名)　占冠工事区施工管理業務	受注者名)　信和設計(株)	
			業務名)　占冠工事区施工管理業務	受注者名)　(株)パートナーズ	
	その他		－		
継続契約方式の対象			対象外	対象となる後発工事名(その1)	－
				対象となる後発工事名(その2)	－

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

<table>
<tr><td rowspan="3">契約履行要件
(契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)</td><td rowspan="2">配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目</td><td>同種工事</td><td>①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。
本工事に対応する建設業法の許可業種 ： 鋼構造物工事業
なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。
②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。
a) 鋼橋の工場製作(自社製作・外注製作問わず)
b) 鋼橋を架設した工事
a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。
ただし、当該工事を共同企業体(甲型)の構成員として施工した場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認め、当該工事を共同企業体(乙型)の構成員として施工した場合は、分担工事が同種工事を満たす場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。
また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。
さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者(設計管理技術者及び照査技術者)に求める項目</td><td>資格要件</td><td>以下に示す1から7のいずれかの資格を有すること。
1 技術士 総合技術監理部門 建設ー鋼・構造及びコンクリート
2 技術士 建設部門 鋼構造及びコンクリート
3 上記2のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1
4 国土交通省登録技術者資格 橋梁 計画・調査・設計
5 RCCM 鋼構造及びコンクリート
6 土木学会認定土木技術者 特別上級土木技術者 鋼・コンクリート
上級土木技術者コースA 鋼・コンクリート
1級土木技術者コースA 鋼・コンクリート
7 土木学会認定土木技術者 上級土木技術者コースB 鋼・コンクリート
1級土木技術者コースB 鋼・コンクリート
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。
※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>－</td></tr>
</table>

技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点） ※一次審査時のみ有効	100点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">施工の確実性</td><td rowspan="3">企業</td><td>同種工事の施工実績</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>①同種工事b）の受渡しが令和6年4月1日以降で施工橋長が120m以上の施工実績を有する。</td><td>30.000点</td><td rowspan="6">30点</td><td rowspan="6">－</td></tr>
<tr><td>②同種工事b）の受渡しが令和6年4月1日以降で施工橋長が96m以上120m未満の施工実績を有する。</td><td rowspan="2">24.000点</td></tr>
<tr><td>③同種工事b）の受渡しが令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間で施工橋長が120m以上の施工実績を有する。</td></tr>
<tr><td>④同種工事b）の受渡しが令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間で施工橋長が96m以上120m未満の施工実績を有する。</td><td>18.000点</td></tr>
<tr><td>⑤同種工事b）の受渡しが平成23年4月1日から令和4年3月31日までの間で施工橋長が120m以上の施工実績を有する。</td><td>12.000点</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
※施工延長は、少数第一位を四捨五入し整数止めとする。
※施工延長は１連あたりでの施工延長とし、異なる連での施工延長を合算した実績は認めない。
◇留意事項
１．経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績である場合についてのみ評価する。
２．共同企業体での申請の場合、募集する工事種別及び共同企業体の型に応じて、以下の方法により評価を行うものとする。
募集する工事種別が単一の場合
<table>
<tr><th>共同企業体の型</th><th>型による内容</th><th>評価方法</th></tr>
<tr><td>共同企業体（甲型）</td><td>－</td><td>申請書等に記載の「代表者」の施工実績に基づき評価</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>技術提案書作成にあたっての着目点</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
「技術提案書作成にあたっての着目点」に記載された内容を各評価者が下表の評価基準に基づき評価を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその評定点する。
評価対象とする評価項目　：　二次審査における技術提案書の評価項目【架設作業時における供用中の高速道路（１期線）を走行する一般車両への安全確保に関する提案】
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>①　当該工事の課題及び評価項目の内容が非常に理解されており、特に有効な技術提案が期待できる。</td><td>60.000点</td><td rowspan="7">60点</td><td rowspan="7">－</td></tr>
<tr><td>②　①と③の中間</td><td>54.000点</td></tr>
<tr><td>③　当該工事の課題及び評価項目の内容が理解されており、特に有効な技術提案が期待できる。</td><td>48.000点</td></tr>
<tr><td>④　③と⑤の中間</td><td>42.000点</td></tr>
<tr><td>⑤　当該工事の課題又は評価項目の内容が理解されており、有効な技術提案が期待できる。</td><td>36.000点</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない、または以下に該当する場合。
・400文字を超えている。
・図表が含まれている。
・記載がない。
・設計図書の条件に合致しない内容や関係法令に違反する内容である。</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．文字数は400文字以下とする。
２．図表を含むことができないものとする。
３．着目点について設計図書の条件に合致しない内容や関係法令に違反する内容は評価しない。
</td></tr>
<tr><td>品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1)品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ　(ISO9001)
2)環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14001）
3)労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（COHSMS/ISO45001）
の取得状況
※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</td><td>左記の1)から3)のマネジメントシステムを全て取得している</td><td>5.000点</td><td rowspan="4">5点</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つを取得している</td><td>3.000点</td></tr>
<tr><td>左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している</td><td>1.000点</td></tr>
<tr><td>左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。
２．取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合は、評価点は０点とする。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>環境負荷軽減</td><td>カーボンニュートラルへの取り組み</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。
1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する
2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する
3)現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する
4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する
※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう。
※2：電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)をいう。
※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた建設現場をいう。このとき、施工箇所、又は、現場事務所の少なくともいずれか一方にて再生可能エネルギー電力を購入していれば、取り組みとして評価する。
※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう。バイオ燃料や水素電池等の購入、移動式発電機の導入、又は再生可能エネルギーを用いて自ら発電する等の取り組みについては、再生可能エネルギーの購入としては認めない。</td><td>左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む</td><td>5.000点</td><td rowspan="5">5点</td><td rowspan="5">○</td></tr>
<tr><td>左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む</td><td>3.750点</td></tr>
<tr><td>左記の1)～3)のうち、1つを取り組む</td><td>2.500点</td></tr>
<tr><td>左記の4)を取り組む</td><td>1.250点</td></tr>
<tr><td>左記のいずれも取り組まない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項

①評価基準における1）～4）については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。

②取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や工事目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。

③共同企業体で競争参加申請を行う場合は、いずれかの構成員が取り組みを実施すること。

④「その他カーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場面であっても、1つの取り組みとして評価する。

⑤「取り組むとした内容」は履行義務が生じるものとする。なお、「その他カーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容全てに対し履行義務が生じるものとする。

⑥記載された取り組み内容については、二次審査における技術提案内容としてはならないものとする。</td></tr>
<tr><td>技術提案書の提出者を選抜する方法</td><td colspan="2">技術提案書の提出者の選定方法は次のとおりとする。

『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満たす者（以下、「有資格者」という。）の競争参加資格申請書類を評価し、評価点の上位５者を選抜するものとする。（小数第４位以下切捨て）
なお、有資格者が５者以下の場合は、一次審査を行わず、全ての有資格者を選抜するものとする。
また、一次審査の技術評価点が同点の者が複数いる場合で、６者以上の場合は、一次審査の技術評価点が同点の者を含めて選抜するものとする。
ただし、技術提案書の提出者に選抜された者の辞退等により、選抜者数が５者に満たない場合でも、技術提案書の提出者に選抜されなかった者を新たに選抜することは行わないものとする。</td></tr>
</table>

技術評価項目及び技術評価基準（二次審査）

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点）	30点

評価項目				評価点	配点	履行確認対象項目
技術提案	性能・機能等	性能・機能（品質管理）	場所打ちＰＣ床版及び壁高欄のコンクリートの品質向上に資する施工管理方法に関する提案	15点	30点	○
	社会要請	特別な安全対策	架設作業時※における供用中の高速道路（Ｉ期線）を走行する一般車両への安全確保に関する提案 ※架設作業とは、クレーンベント架設おけるクレーンによる地組を行った桁の吊り上げからベント・下部工への架設までの作業、送り出し架設における橋台背面での桁及び手延べ桁の組み立てから桁降下までの作業をそれぞれいう。	15点		○

評価基準

評価は、評価項目ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第４位以下切捨て）

評価	評価基準	評価点
優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	15.00点
良上	優と良の中間の提案である	11.25点
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	7.50点
良下	良と可の中間の提案である	3.75点
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	

◇留意事項

①　求める評価項目に対する技術提案の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とする。

②　技術提案に記載する文字の大きさは１２ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。

③　技術提案書は、求める評価項目ごとにＡ４版片面１頁で記載すること。

④　求める評価項目に対する技術提案を不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。

⑤　添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とすること。

⑥　技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。

⑦　技術提案に関する標準案は次のとおり。

（１）場所打ちＰＣ床版及び壁高欄のコンクリートの品質向上に資する施工管理方法に関する提案
　　東日本高速道路㈱の「設計要領　第二集　橋梁建設編及びコンクリート・構造物施工管理要領」の関連項目に基づいて行うもの。

（２）架設作業時における供用中の高速道路（Ｉ期線）を走行する一般車両への安全確保に関する提案
　　土木工事共通仕様書、割掛対象参考内訳書の関連する項目に基づいて行うもの。

⑧　本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。
　・設計図書（参考図を除く）において示された仕様の変更を伴う提案（トンネル構造の変更・材料の変更など）
　・施工管理要領などで規定する基準以上の管理手法の提案
　なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。